

税理士試験／要点整理シリーズ〔追録〕

平成21年度

■改正税法早わかり

中央経済社

～ 目 次 ～

はじめに

- I 法人税（所得税共通項目含む）関係税制
- II 中小企業関係税制（法人税項目）
- III 相続税制
- IV 金融・証券税制（法人税項目含む）
- V 住宅・土地税制（所得税・法人税項目含む）
- VI 国際課税（法人税項目含む）

《ま え が き》

平成21年版 改正税法早わかり

☪ 平成21年度改正のポイント利用方法

この「平成21年度改正税法早わかり」は、税理士試験受験者のために、改正法項目を表欄形式により整理したものです。ご利用にあたっては以下の点にご注意ください。

- (1) 政令・省令事項改正内容の詳細は、受験雑誌等の続報記事にてご確認ください。
- (2) 本文中の項目には、今後（本年又は来年）の税理士試験の受験勉強の便のため、以下のような区分で、「改正の概要」「重要度」を表示しました。

- ◎……重要な学習項目
- ……学習しておくべき項目
- △……受験上無視してもよい項目

税理士試験においては、その年の法令等の適用日（今年度は平成21年4月13日）に施行されている法令に基づいて実施されています。

はじめに

平成 21 年度税制改正については、平成 21 年 3 月 27 日に参議院本会議で可決・成立したことを受け、3 月 31 日には法律と共に政省令が公布され、4 月 1 日から施行されている。

わが国経済は、国内的な構造改革の取組みや国際面での輸出の進展もあって息の長い景気回復を続けてきたが、金融資本市場の混乱などにより世界経済が一段と減速する中、すでに景気後退局面に入っている。わが国経済に対する下押し圧力は急速に高まっており、今後、景気の下降局面が長期化・深刻化する恐れも指摘されている。また、こうした状況の下、大企業と中小企業、正規雇用と非正規雇用、都市と地方の間などでいわゆる格差の一層の拡大が懸念されている。

平成 21 年度税制改正においては、このような経済金融情勢に即応し、世界経済の混乱やそれに伴う国内経済の不振から国民生活を守り、今年度からの 3 年間のうちに景気回復を最優先で実現するとの断固たる決意に基づいて、わが国の内需を刺激するため、大胆かつ柔軟な減税措置を講じる。その際、低炭素化の促進の観点から税制のグリーン化に配慮する次のような税制措置が講じられた。

1 法人関係税制

設備投資を促進するため、成長力の強化と低炭素社会の実現に向け、資源生産性の向上に取り組むべく、省エネ・新エネ設備等に対する即時償却等を可能とする税制を導入する。

2 中小企業関係税制

中小企業対策として、金融不安や景気後退の影響を受けやすいことにかえりみ、その経営を支援するため軽減税率を時限的に引き下げるとともに、円滑な資金繰りに資するため欠損金の繰戻し還付制度を復活する。

3 相続税制

中小企業の経営承継を円滑化するための新たな事業承継税制を導入する。

4 金融・証券税制

不透明感を払拭しきれない金融市場については、上場株式等の配当等について、現行軽減税率の3年間の延長を行う一方、この軽減税率が廃止され20%本則税率が実現する際に少額の上場株式等の投資のための非課税措置を導入すべく、具体的検討を進める。

5 住宅・土地税制

住宅投資の活性化を地域経済の起爆剤とするため、住宅ローン減税について、最大控除可能額を過去最高水準まで引き上げるとともに、中低所得者層の実効的な負担軽減を図る観点から、所得税から控除し切れない額は個人住民税からも控除できる制度を導入する。あわせて、長期優良住宅の取得や省エネ、バリアフリー等の住宅リフォームについて、既存のローン減税の枠組みにとらわれない新たな減税措置を導入する。

また、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を強力に推進する観点から、今後2年間に取得する土地について、長期所有に係る譲渡益について新たな特別控除制度を設けるとともに、同期間に土地を先行取得して他の土地を売却した場合の譲渡益課税の繰延措置を創設する。あわせて、土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置の現行税率を据え置く。

6 国際課税

わが国企業が海外市場で獲得する利益について、その国内還流に向けた環境整備のため、海外子会社からの受取配当の益金不算入制度を導入する。

7 自動車課税

自動車の買換・購入需要を促進し、自動車市場の後退に歯止めをかけるとともに低炭素社会の実現を目指すため、自動車重量税・自動車取得税について、環境性能に優れた自動車の取得・継続保有に係る負担を3年間免除・軽減する。

I 法人税（所得税共通項目含む）関係税制

改正のポイント

- 1 エネ革税制について、2年間初年度即時償却を可能とする。
- 2 産業活力再生特別措置法に「資源生産性革新計画」及び「資源制約対応製品生産設備導入計画」を追加し、必要な設備投資等を総合的に後押しする。
- 3 産業活力再生特別措置法の改正法の施行の日から平成23年3月31日までの間に取得等をしたものは、上記1のエネ革税制と同様に、初年度即時償却を可能とする。
- 4 研究開発を行う独立行政法人と民間企業との共同研究を促進するため、試験研究独立行政法人との共同・委託研究費を特別試験研究費の範囲に加える。
- 5 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の償却限度額を普通償却費の額とその取得価額の35%相当額との合計額とする

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
◎	エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度の創設	措法10の2⑥⑦、同法42の5⑥⑦	<p>青色申告書を提出する法人が、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をして、その取得等の日から1年以内に事業の用に供した場合における特別償却限度額は、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。</p> <p>図表 エネ革税制の即時償却</p> <p>↑ 取得価額 ↓</p> <p>〔改正前制度〕</p> <p>〔改正〕</p>	平成24年3月31日まで2年延長する。
◎	資源需給構造変化対応設備等の特別償却制度の創設	措法11の3②、同法44の3②	<p>① 特別償却制度</p> <p>青色申告書を提出する法人で資源生産性革新計画又は資源制約対応製品生産設備導入計画について認定を受けたものが、産業活力再生特別措置法の改正</p>	平成24年3月31日まで2年延長する。

	<p>措法11の3③、同法44の3③</p>	<p>法の施行日から平成24年3月31日までの間に、これらの計画に記載された資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備（以下「資源需給構造変化対応設備等」という）の取得等をして、これをその法人の事業の用に（貸付けの用を除く。以下同じ）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度のその資源需給構造変化対応設備等の償却限度額は、普通償却限度額と特別償却限度額（その取得価額の100分の30（建物及びその附属設備等については、100分の15）相当額）との合計額とする。</p> <p>② 即時償却制度</p> <p>青色申告書を提出する法人が、産業活力再生特別措置法の改正法の施行日から平成23年3月31日までの間に、資源需給構造変化対応設備等を取得等をして、これをその法人の事業の用に供した場合における上記①に規定する特別償却限度額はその取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。</p> <p>図表 資源需給構造変化対応設備等の特別償却</p> <table border="1" data-bbox="404 722 856 917"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>特別償却制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資源生産性革新計画</td> <td>改正法の施行の日～平成23年3月31日</td> <td>即時償却（取得価額×100%）</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月1日～平成24年3月31日</td> <td>建物等：取得価額×15% 設備等：取得価額×30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資源制約対応製品生産設備導入計画</td> <td>改正法の施行の日～平成23年3月31日</td> <td>即時償却（取得価額×100%）</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月1日～平成24年3月31日</td> <td>取得価額×30%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	特別償却制度	資源生産性革新計画	改正法の施行の日～平成23年3月31日	即時償却（取得価額×100%）	平成23年4月1日～平成24年3月31日	建物等：取得価額×15% 設備等：取得価額×30%	資源制約対応製品生産設備導入計画	改正法の施行の日～平成23年3月31日	即時償却（取得価額×100%）	平成23年4月1日～平成24年3月31日	取得価額×30%	
区 分	特別償却制度														
資源生産性革新計画	改正法の施行の日～平成23年3月31日	即時償却（取得価額×100%）													
	平成23年4月1日～平成24年3月31日	建物等：取得価額×15% 設備等：取得価額×30%													
資源制約対応製品生産設備導入計画	改正法の施行の日～平成23年3月31日	即時償却（取得価額×100%）													
	平成23年4月1日～平成24年3月31日	取得価額×30%													
<p>○ 特別試験研究税制の対象となる試験研究機関の拡充</p>	<p>措令5の3⑫、同令27の4⑧</p>	<p>産業技術力強化法の一部改正に伴い、試験研究費に係る特別税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。</p> <p>① 試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る研究費</p> <p style="text-align: center;"> 民間企業 ← → 試験研究独立行政法人 </p> <p>② 試験研究独立行政法人に委託して行う試験研究に係る研究費</p> <p style="text-align: center;"> 民間企業 → 試験研究独立行政法人 </p> <p>③ 試験研究独立行政法人の範囲</p> <p>上記の改正により、新たに特別試験研究税制の対</p>													

			<p>象となる試験研究独立行政法人は、次のとおりである。</p> <p>(イ) 産業技術総合研究所</p> <p>(ロ) 情報通信研究機構</p> <p>(ハ) 物質材料研究機構</p> <p>(ニ) 宇宙航空研究開発機構等</p>	
◎	情報基盤強化税制	措法10の6, 措令5の8	<p>情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度について、償却限度額及び特別控除額の計算の基礎となる情報基盤強化設備等の基準取得価額をその取得価額に100分の70の割合を乗じて計算した金額とする。</p>	
○	棚卸資産の評価	<p>平成21年改正所令4①</p> <p>平成21年改正法令6①</p>	<p>棚卸資産の評価について、所要の経過措置を講じたうえ、選定できる評価の方法から後入先出法及び単純平均法を除外する。</p>	<p>平成22年分の旧評価方法の規程は、なおその効力を有する。</p> <p>平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度における旧評価方法の規定は、なおその効力を有する。</p>
◎	企業再生関係税制	<p>法法25同法33</p> <p>法令24の2①</p> <p>法令24の2①</p> <p>四へ</p>	<p>① 中小規模再生特例の創設</p> <p>(イ) 一定の債務処理に関する計画に係る要件の見直し</p> <p>資産の評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金の優先控除の対象となる「一定の債務処理に関する計画に係る要件（民事再生等の法的整理に準ずる私的整理）」について、次のとおり見直しを行う。</p> <p>④適用対象の追加</p> <p>株式会社地域力再生機構が関与した私的整理を適用対象に加える。</p> <p>⑤免除主体の追加</p> <p>2以上の金融機関等の債務免除要件について、一方の債務免除の当事者に地方公共団体（地方公共団体が債権者となっている第三セクター等）</p>	

		<p>を追加する。</p> <p>法令24の2②三</p> <p>法規8の5①一</p> <p>法令24の2④五</p> <p>法令24の2①五</p> <p>法法70、同法134の2</p>	<p>①債務免除要件の緩和</p> <p>債務免除要件について、自己に対する債権の現物出資を受ける場合（DES）についても債務免除があった場合と同様の取扱い（直接の債権放棄には応じにくい金融機関にとって再生税制の使い勝手の向上）とする。</p> <p>②専門家関与要件の緩和</p> <p>専門家関与要件について、中小規模再生の場合には、関与すべき専門家の人数の最低限度を2人（改正前：3人）とする。</p> <p>(ロ) 資産の評価差額の引下げ</p> <p>評価損益の計上対象となる資産について、中小規模再生の場合には、資産の評価差額の最低限度を100万円とする。</p> <p>(ハ) 中小規模再生とは</p> <p>中小規模再生とは、有利子負債の額が少額（10億円未満）である企業再生をいう。</p> <p>② 金銭債権の評価損計上対象資産への追加</p> <p>評価損の計上対象となる資産の範囲に債権を追加することとする。</p> <p>③ 過去の仮装経理による減額更正額の還付制度への変更</p> <p>仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除・還付制度について、会社更生法の規定による更生手続開始の決定等の事実が生じた場合に仮装経理法人税額の還付を請求することができることとするほか、還付の方法等について所要の規定の整備を行うこととする。</p>	
○	医療用機器等の特別償却	<p>措法12の2</p> <p>同法12の3</p> <p>同法45の2</p>	<p>① 青色申告書を提出する事業者で医療保健業を営むものが、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する機器の取得等をして医療保険業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の20%相当額の特別償却ができる措置を加える。</p> <p>② 一般の医療用機器に係る措置の対象となる医療用機器を、一定の規模のもので高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとする。</p>	平成23年3月31日まで2年延長する。
◎	優良賃貸住宅の割増償却	<p>措法14②</p>	<p>優良賃貸住宅の割増償却制度における高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置について、次のとおり見直</p>	平成23年3月31日まで

		<p>同法47</p> <p>③</p> <p>しを行うこととする。</p> <p>① 高齢者の居住の安定確保に関する法律の認定計画（一定の認定支援施設の記載があるものに限る）に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅</p> <p>（イ）耐用年数が35年未満であるもの 40%（改正前：28%）</p> <p>（ロ）耐用年数が35年以上であるもの 55%（改正前：40%）</p> <p>② 高齢者向け優良賃貸住宅で上記①以外のもの</p> <p>（イ）耐用年数が35年未満であるもの 20%（改正前：28%）</p> <p>（ロ）耐用年数が35年以上であるもの 28%（改正前：40%）</p>	<p>2年延長する。</p>
--	--	--	----------------

Ⅱ 中小企業関係税制（法人税項目）

1 改正のポイント

- 1 中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18%（改正前：22%）に引き下げる。
- 2 中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。
- 3 中小企業の人材投資を増加させ、生産性向上や経営環境変化への対応を強化させるべく、人材投資促進税制の適用期限を平成23年3月31日（改正前：平成21年3月31日）まで2年間延長する。

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係																
◎	中小企業者等に対する軽減税率の時的引下げ	措法42の3の2	<p>中小企業者等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18%（改正前：22%）に引き下げる。</p> <p>なお、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率は、年800万円以下の金額に対して19%（改正前：23%）に引き下げる。</p> <p>図表 中小法人等の軽減税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人 ・ 通常の一般社団法人等 ・ 持分の定めのない医療法人等 </td> <td rowspan="2">年800万円まで22%</td> <td rowspan="2">年800万円まで18%</td> </tr> <tr> <td> 資本又は出資を有しない普通法人 ・ 非営利性が徹底された一般社団法人等 ・ 公益社団法人等 </td> </tr> <tr> <td>一般社団法人等</td> <td rowspan="4">一律22%</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>人格のない社団等</td> </tr> <tr> <td>協同組合等(注)</td> </tr> <tr> <td>公益法人等（学校法人、社会福祉法人及び宗教法人等）</td> </tr> <tr> <td>特定医療法人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特定協同組合等（①総収入金額のうち物品供給事業の収入金額に占める割合が50%以上、②組合員の数が50万人以上及び③店舗における物品供給事業の収入金額が1,000億円以上である協同組合等）で、年10億円を超える所得に対しては26%の税率が課される。</p>	区 分	改正前	改正	資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人 ・ 通常の一般社団法人等 ・ 持分の定めのない医療法人等	年800万円まで22%	年800万円まで18%	資本又は出資を有しない普通法人 ・ 非営利性が徹底された一般社団法人等 ・ 公益社団法人等	一般社団法人等	一律22%		人格のない社団等	協同組合等(注)	公益法人等（学校法人、社会福祉法人及び宗教法人等）	特定医療法人			平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度
区 分	改正前	改正																		
資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人 ・ 通常の一般社団法人等 ・ 持分の定めのない医療法人等	年800万円まで22%	年800万円まで18%																		
資本又は出資を有しない普通法人 ・ 非営利性が徹底された一般社団法人等 ・ 公益社団法人等																				
一般社団法人等	一律22%																			
人格のない社団等																				
協同組合等(注)																				
公益法人等（学校法人、社会福祉法人及び宗教法人等）																				
特定医療法人																				

			<p>〈中小企業者等の範囲〉</p> <p>中小企業者等とは、次の法人をいう。</p> <p>① 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）</p> <p>② 公益法人等又は協同組合等</p> <p>③ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの</p> <p>④ 人格のない社団等</p>	
◎	中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付制度の適用	措法66の13	<p>欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、対象から中小企業者等を除外し、これらの法人の各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。</p> <p>なお、中小企業者等の範囲は、軽減税率の規定と同様とする。</p>	平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額について適用する。
◎	中小企業等基盤強化税制の延長	措法10の4① 措法10の4⑥、同法42の7⑤	<p>① 中小企業等基盤強化税制の適用。</p> <p>② 人材投資促進税制の適用。</p> <p>③ 中小企業等基盤強化税制について、特定旅館業を営む大規模法人に係る措置の対象設備から国際放送受信設備を除外する。</p>	平成23年3月31日まで2年延長する。 平成21年から平成23年までの各年まで2年延長する。

Ⅲ 相続税制

1 改正のポイント

- 1 非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額からの80%納税猶予に大幅に拡充を図るとともに、対象を中小企業全般に拡充する。
- 2 80%納税猶予制度は、平成20年10月1日以後の相続に遡って適用する。
- 3 「猶予税額が免除される一定の場合」を具体化する。
- 4 猶予対象者が、次の後継者（経営者の親族）へ対象株式を一括贈与する場合には、贈与税の納税猶予制度を創設する。
- 5 「80%納税猶予制度」と「小規模宅地特例（事業用宅地の場合、400㎡まで80%減額）」との完全併用を認める。
- 6 農地に係る相続税等の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の拡充を行うとともに、農地の保全に資するための見直しを行う。

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
◎	特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例	措法69の5, 措令40の2の2 平成21年改正措法附則64① 平成21年改正措法附則64②	① 改正前の特例の廃止等 特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例（以下「10%減額特例」という）は、廃止する。 ② 経過措置 (イ) 10%減額特例の適用 平成21年3月31日までに、10%減額特例の適用を受けるため相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた株式等については、相続時に10%減額特例の適用要件を満たしている場合には、10%減額特例を適用することができる。 (ロ) 相続時精算課税により生前贈与している場合 平成21年3月31日までに、10%減額特例の適用を受けるため相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた株式等については、贈与を受けた者が後継者で、適用要件を満たしている場合には、その後継者については、10%減額特例に代えて相続税の納税猶予制度を適用することができる。 ただし、この相続税の納税猶予制度を適用を受け	平成21年3月31日をもって廃止する。

		<p>る場合には、平成22年3月31日までにその旨を記載した届出書の提出が必要となる。</p> <p>図表 相続時精算課税により生前贈与している場合</p> <p>30% 贈与（経営者→後継者） <small>(注1) 相続時精算課税制度による贈与であること。 (注2) 平成21年3月31日以前の贈与であること。 (注3) 平成21年3月31日までに届出書を提出すること。</small></p> <p>30% 相続（経営者→後継者） <small>(注) 生前贈与された30%分を含め60%全体を「相続税の納税猶予制度」の対象とする。</small></p>																					
<p>◎ 特定同族会社株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例</p>	<p>措法70の3の3 同法70の3の4</p> <p>平成21年改正措法附則64⑥⑦</p>	<p>① 改正前の特例の廃止等 特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例は、平成20年12月31日をもって廃止する。</p> <p>図表 相続時精算課税制度の比較</p> <table border="1" data-bbox="403 566 856 710"> <thead> <tr> <th></th> <th>相続時精算課税</th> <th>住宅取得資金の特例</th> <th>特定同族株式の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別控除</td> <td>2,500万円</td> <td>1,000万円上乘せ</td> <td>500万円上乘せ</td> </tr> <tr> <td>年齢贈与者制限</td> <td>65歳以上の親</td> <td>親(年齢制限なし)</td> <td>60歳以上の親</td> </tr> <tr> <td>受贈者</td> <td></td> <td colspan="2">20歳以上の子</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>平成15年1月1日～(期間の制限なし)</td> <td>平成15年1月1日～平成21年12月31日</td> <td>平成19年1月1日～平成20年12月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 経過措置 平成20年12月31日までに、特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例を選択して贈与を受けた株式会社等については、贈与を受けた者が後継者で、適用要件を満たしている場合には、その後継者については、相続税の納税猶予を適用する。</p>		相続時精算課税	住宅取得資金の特例	特定同族株式の特例	特別控除	2,500万円	1,000万円上乘せ	500万円上乘せ	年齢贈与者制限	65歳以上の親	親(年齢制限なし)	60歳以上の親	受贈者		20歳以上の子		適用期間	平成15年1月1日～(期間の制限なし)	平成15年1月1日～平成21年12月31日	平成19年1月1日～平成20年12月31日	<p>平成20年12月31日をもって廃止する。</p>
	相続時精算課税	住宅取得資金の特例	特定同族株式の特例																				
特別控除	2,500万円	1,000万円上乘せ	500万円上乘せ																				
年齢贈与者制限	65歳以上の親	親(年齢制限なし)	60歳以上の親																				
受贈者		20歳以上の子																					
適用期間	平成15年1月1日～(期間の制限なし)	平成15年1月1日～平成21年12月31日	平成19年1月1日～平成20年12月31日																				

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
◎	非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度	措法70の7の2	<p>相続税の納税猶予制度</p> <p>認定承継会社（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の経済産業大臣の認定を受けた非上場会社で一定の要件を満たす会社をいう。以下同じ）の代表権を有していた被相続人から、相続又は遺贈によりその認定承継会社の非上場株式等の取得をした一定の者（以下「経営承継相続人等」という）が納付すべき相続税額のうち、その非上場株式等でこの規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（相続開始前から既に保有していたものを含めて、その認定承継会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「特例非上場株式等」という）に係る課税価格の80%に対応する相続税額については、その経営承継相続人の死亡等の日までその納税を猶予する。</p> <p>図表 新しい事業承継税制の概要</p> <p>図表 タイムスケジュール</p>	<p>①平成20年10月1日（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行日）以後の相続又は遺贈（死因贈与を含む）により取得をする非上場株式等に係る相続税について適用する。</p> <p>②平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に開始した相続に係る被相続人がその相続の開始の直前に有していた財産の中に非上場株式等が含まれて</p>
		平成21年改正措法附則63②		

				<p>おり、かつ、当該被相続人が当該非上場株式等に係る会社の代表権を有していた場合には、当該被相続人からの相続又は遺贈（贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む）により財産の取得をした者が提出すべき相続税の申告書の提出期限については、平成22年2月1日まで延長する。</p>
<p>◎</p>	<p>小規模宅地特例との完全併用適用</p>	<p>平成21年改正措法附則64①</p>	<p>相続税の納税猶予の適用を受ける場合も、小規模宅地等について相続税の課税価格の計算の特例の適用を認める。</p> <p>図表 小規模宅地特例との完全併用適用</p> <p>[小規模宅地特例] [相続税の納税猶予制度]</p>	

<p>◎ 非上場株式会社等に係る贈与税の納税猶予制度</p>	<p>措法70の7</p>	<p>贈与税の納税猶予制度</p> <p>認定贈与承継会社（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の経済産業大臣の認定を受けた非上場会社で一定の要件を満たす会社をいう。以下同じ）の代表権を有していた贈与者が、その親族で一定の要件を満たす者（以下「経営承継受贈者」という）に、その保有する認定贈与承継会社に係る非上場株式会社等の贈与をした場合において、その贈与が、図表に掲げる贈与である場合には、その経営承継受贈者のその贈与の日に属する年分の贈与税の申告書の提出により納付すべきものうち、その非上場株式会社等でこの規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（贈与の時におけるその認定贈与承継会社の、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「特例受贈非上場株式会社等」という）に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、その贈与者の死亡の日までその納税を猶予する。</p> <p>図表 納税猶予の対象となる贈与</p> <table border="1" data-bbox="403 758 856 1005"> <thead> <tr> <th data-bbox="403 758 655 782">区 分</th> <th data-bbox="655 758 856 782">控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="403 782 655 925">(1) 贈与の直前において、その贈与者が有していた認定贈与承継会社の非上場株式会社等の数等が、その認定贈与承継会社の発行済株式の総数等の3分の2から経営承継受贈者が有していたその認定贈与承継会社の非上場株式会社等の数等を控除した残数等以上の場合</td> <td data-bbox="655 782 856 925">その控除した残数等以上の数等に相当する非上場株式会社等の贈与</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 925 655 1005">(2) 上記(1)に掲げる場合以外の場合</td> <td data-bbox="655 925 856 1005">その贈与者がその贈与の直前において有していたその認定贈与承継会社の非上場株式会社等のすべての贈与</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	控 除 額	(1) 贈与の直前において、その贈与者が有していた認定贈与承継会社の非上場株式会社等の数等が、その認定贈与承継会社の発行済株式の総数等の3分の2から経営承継受贈者が有していたその認定贈与承継会社の非上場株式会社等の数等を控除した残数等以上の場合	その控除した残数等以上の数等に相当する非上場株式会社等の贈与	(2) 上記(1)に掲げる場合以外の場合	その贈与者がその贈与の直前において有していたその認定贈与承継会社の非上場株式会社等のすべての贈与	<p>平成21年4月1日以後に贈与（死因贈与を除く）により取得をする非上場株式会社等に係る贈与税について適用する。</p>
区 分	控 除 額								
(1) 贈与の直前において、その贈与者が有していた認定贈与承継会社の非上場株式会社等の数等が、その認定贈与承継会社の発行済株式の総数等の3分の2から経営承継受贈者が有していたその認定贈与承継会社の非上場株式会社等の数等を控除した残数等以上の場合	その控除した残数等以上の数等に相当する非上場株式会社等の贈与								
(2) 上記(1)に掲げる場合以外の場合	その贈与者がその贈与の直前において有していたその認定贈与承継会社の非上場株式会社等のすべての贈与								
<p>◎ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例</p>	<p>措法70の7の3</p>	<p>経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した時には、引き続き保有する特例受贈非上場株式会社等をその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算することとする。</p>							
<p>◎ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予</p>	<p>措法70の7の4</p>	<p>経営承継受贈者は、相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈非上場株式会社等について、相続税の納税猶予制度を適用できることとする。</p>							

<p>◎ 農地等についての相続税の納税猶予等</p>	<p>措法70の4~6、同法70の6の2~3 平成21年改正措法附則66</p>	<p>農地に係る相続税の納税猶予の特例について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 農地法の転用規制の及ぶ農地（市街化区域外の農地）</p> <p>(イ) 農地の貸付け 農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けられた農地等については、その貸付けによる賃借権等の設定はなかったものとし、また農業経営は廃止していないものとして納税猶予の適用を認める。</p> <p>(ロ) 20年の営農継続の取扱い(猶予税額の取消要件の緩和) 市街化区域外の農地について、納税猶予適用者について、20年間の営農継続により猶予税額の納付を免除する措置を廃止する。</p> <p>(ハ) 疾病等の場合の営農継続の緩和</p> <p>④ 猶予期間中に障害、疾病等のやむを得ない事情により営農継続が困難となったときは、農地等の貸付けをした場合でも、その貸付けによる賃借権等の設定はなかったものと、農業経営は廃止していないものとして納税猶予の継続を認める。</p> <p>⑤ 災害・疾病等のやむを得ない事情のため一時的に営農できない場合について、営農継続しているものとする取扱いを明確化する。</p> <p>(ニ) 猶予税額の納付に伴う利子税の引き下げ 納税猶予適用者（20年間の営農継続により猶予税額が免除される者を除く）が、納税猶予に係る農地等の譲渡等をした場合に納付する猶予税額に係る利子税については、税率を年3.6%（改正前：年6.6%）に引き下げる。 なお、年3.6%の税率は、特例により年2.2%（日本銀行の基準割引率年0.5%の場合）となる。</p> <p>図表 猶予税額の納付に伴う利子率の引下げ</p> <table border="1" data-bbox="404 1214 855 1302"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 則 税 率</td> <td>年6.6%</td> <td>年3.6%</td> </tr> <tr> <td>特 例 税 率(注)</td> <td>年4.0%</td> <td>年2.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 日銀の基準割引率0.5%の場合</p> <p>(ホ) 20%超の農地を譲渡した場合の取扱い(納税猶予の取消要件の緩和) 農用地区域内の特例適用農地を農業経営基盤強</p>		改正前	改正	本 則 税 率	年6.6%	年3.6%	特 例 税 率(注)	年4.0%	年2.2%	<p>①農地法等の一部を改正する法律の施行の日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする農地等に係る相続税又は贈与税ついて適用する。</p> <p>②既に農地に係る相続税の納税猶予の適用を受けている者については、左記①(ハ)から(ホ)までを適用する。</p> <p>③①(イ)の適用を受けた場合には、これに加えて、①(ロ)及び②(ロ)を適用する。</p>
	改正前	改正										
本 則 税 率	年6.6%	年3.6%										
特 例 税 率(注)	年4.0%	年2.2%										

		<p>化促進法の規定に基づき譲渡した場合については、総面積の20%を超える場合でも、納税猶予の取消事由としない（譲渡した割合に応じた猶予税額及び利子税を納付）。</p> <p>② 農地法の転用規制の及ばない農地（生産緑地などの市街化区内の農地）</p> <p>（イ）市街化区域内の農地等に係る相続税の納税猶予について、上記①（ハ）の措置（都市営農農地等を有する者については上記①（ハ）及び（ニ）の措置）を講ずる。</p> <p>（ロ）納税猶予の取消事由となる「耕作の放棄」について、該当要件の見直しを行う。</p> <p>③ その他</p> <p>農地等に係る贈与税の納税猶予制度等について、所要の見直しを行う。</p>	
--	--	--	--

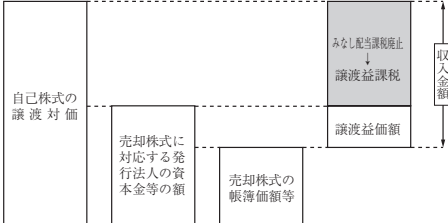
Ⅳ 金融・証券税制（法人税項目含む）

1 改正のポイント

- 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）とする。
- 内国法人等に対して支払う上場株式等の配当等に係る7%軽減税率の特例を平成23年12月31日まで（改正前：平成21年3月31日まで）延長する。
- 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率を軽減税率10%（所得税7%、住民税3%）とする。

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係																				
◎	上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特例の見直し	新平成20年改正措法附則43②	<p>上場株式等の譲渡所得等に対する税率を10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率とする。</p> <p>図表 上場株式等の譲渡益の税率のタイムテーブル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>20年分</th> <th>21年分</th> <th>22年分</th> <th>23年分</th> <th>24年分～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">《改正前：7%・3%》</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">《改正：7%・3%》</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">《15%・5%》</td> </tr> </tbody> </table> <p>上場株式等の譲渡益の税率</p>	20年分	21年分	22年分	23年分	24年分～	《改正前：7%・3%》					《改正：7%・3%》					《15%・5%》					平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の譲渡所得に対して適用する。
20年分	21年分	22年分	23年分	24年分～																				
《改正前：7%・3%》																								
《改正：7%・3%》																								
《15%・5%》																								
◎	上場株式等の配当所得に対する税率の特例の見直し	新平成20年改正措法附則32	<p>平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得に対する税率を10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率とする。</p> <p>図表 上場株式等の配当等の税率のタイムテーブル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>20年分</th> <th>21年分</th> <th>22年分</th> <th>23年分</th> <th>24年分～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">《改正前：7%・3%》</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">《改正：7%・3%》</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">《15%・5%》</td> </tr> </tbody> </table> <p>上場株式等の配当等の税率</p>	20年分	21年分	22年分	23年分	24年分～	《改正前：7%・3%》					《改正：7%・3%》					《15%・5%》					平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払う上場株式等の配当等について適用する。
20年分	21年分	22年分	23年分	24年分～																				
《改正前：7%・3%》																								
《改正：7%・3%》																								
《15%・5%》																								
◎	上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の延長	新平成20年改正措法附則33	① 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払う上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率（特別徴収税率）に対する10%（所得税7%、住民税3%）軽減税率の特例を平成23年12月31日まで1年延長する。	平成23年12月31日まで1年延長する。																				

		<p>② 国内に恒久的施設を有しない非居住者又は内国法人若しくは外国法人に対して支払う上場株式等の配当等に係る7%軽減税率の特例を平成23年12月31日まで延長する。</p> <p>図表 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>15年4月1日 ～15年12月31日</th> <th>16年1月1日 ～23年12月31日</th> <th>24年1月1日～</th> </tr> <tr> <td>上場株式等(大口株主) 非上場株主</td> <td colspan="3">所得税20%</td> </tr> <tr> <td>上場株式等(大口株主以外)</td> <td>所得税10%</td> <td>所得税7% 住民税3%</td> <td>所得税15% 住民税5%</td> </tr> <tr> <td>公募証券投資信託の収益分配 特定投資法人の投資口</td> <td>所得税15% 住民税5%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区 分	15年4月1日 ～15年12月31日	16年1月1日 ～23年12月31日	24年1月1日～	上場株式等(大口株主) 非上場株主	所得税20%			上場株式等(大口株主以外)	所得税10%	所得税7% 住民税3%	所得税15% 住民税5%	公募証券投資信託の収益分配 特定投資法人の投資口	所得税15% 住民税5%			平成23年12月31日まで2年延長する。
区 分	15年4月1日 ～15年12月31日	16年1月1日 ～23年12月31日	24年1月1日～																
上場株式等(大口株主) 非上場株主	所得税20%																		
上場株式等(大口株主以外)	所得税10%	所得税7% 住民税3%	所得税15% 住民税5%																
公募証券投資信託の収益分配 特定投資法人の投資口	所得税15% 住民税5%																		
<p>㊦ 上場株式等に係る源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例の延長</p>	<p>新平成20年改正措法附則45③</p>	<p>平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率(特別徴収税率)に対する10%(所得税7%、住民税3%)軽減税率の特例を平成23年12月31日まで1年延長する。</p> <p>図表 源泉徴収口座における源泉徴収税率のタイムテーブル</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>20年分</th> <th>21年分</th> <th>22年分</th> <th>23年分</th> <th>24年分～</th> </tr> <tr> <td>源泉徴収口座の源泉徴収税率</td> <td colspan="5"> <p>《改正前：7%・3%》</p> <p>《改正：7%・3%》</p> <p>《15%・5%》</p> </td> </tr> </table>		20年分	21年分	22年分	23年分	24年分～	源泉徴収口座の源泉徴収税率	<p>《改正前：7%・3%》</p> <p>《改正：7%・3%》</p> <p>《15%・5%》</p>					平成23年12月31日まで1年延長する。				
	20年分	21年分	22年分	23年分	24年分～														
源泉徴収口座の源泉徴収税率	<p>《改正前：7%・3%》</p> <p>《改正：7%・3%》</p> <p>《15%・5%》</p>																		
<p>㊧ 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等</p>	<p>平成21年改正措令附則12①～⑦</p> <p>措令25の10の2⑮十九</p> <p>措令25の10の2⑮十八</p> <p>措令25の10の2</p>	<p>特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に次に掲げるものを加える。</p> <p>① 従業員持株会等を通じて取得した上場株式等で、当該従業員持株会等の事務の委託を受けている金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座に受け入れられるもの</p> <p>② 生命保険会社の相互会社から株式会社への変更に伴いその社員に割り当てられる株式等で、その株式等の上場の際に一定の方法により特定口座へ受け入れられるもの</p> <p>③ 金融商品取引所等の上場する日前から引き続き所有していた株式等で、その上場の際に一定の方</p>	<p>平成21年4月1日以後に持株会契約に基づき取得する上場株式等について適用する。</p> <p>上場等の日が平成21年4月1日以後の日である株式について適用する。</p> <p>上場等の日が平成21年</p>																

	<p>⑮十七</p> <p>措令25 の10の2 ⑮三</p> <p>措令25 の10の2 ⑮十一</p>	<p>法により特定口座に受け入れられるもの</p> <p>④ 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人、贈与者又は遺贈者（以下「被相続人等」という）の上場株式等で、当該口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所に当該被相続人等に係る相続人、受贈者又は受遺者が開設している特定口座に一定の方法により移管されるもの</p> <p>⑤ 特定口座内保管上場株式等について、所得税法の規定による課税繰延べ要件を満たさない次に掲げる事由が生じたことにより取得する上場株式等</p> <p>(イ) 取得請求権付株式に係る請求権の行使 (ロ) 取得条項付株式に係る取得事由の発生 (ハ) 全部取得条項付種類株式に係る取得決議 (ニ) 取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債に係る取得事由の発生 (ホ) 特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生</p>	<p>4月1日以後の日である株式について適用する。</p> <p>贈与、相続又は遺贈により平成21年4月1日以後に特定口座に受け入れる上場株式等について適用する。</p> <p>平成21年4月1日以後の請求権の行使等により取得する上場株式等について適用する。</p>
<p>○ 上場会社等の自己株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例</p>	<p>措法9 の6</p>	<p>上場会社等の自己株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を1年延長する。</p> <p>図表 上場株式等の自己株式の公開買付けの場合の特例</p> 	<p>平成22年3月31日まで1年延長する。</p>
<p>△ 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税</p>	<p>措法37 の10の2</p>	<p>特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後にその株式と同一銘柄の株式を売買してい</p>	

	の特例		ないことが証明されたものを加えることとする。	
△	上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例	措法9の4の2①② 平成21年改正措法附則23	内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、国内において上場証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配については、所得税を課さないこととする。 この場合において、その上場証券投資信託の終了又は一部の解約により償還金等の支払をする者は、その償還金等の額その他一定の事項を記載した支払調書を、その上場証券投資信託の終了又は一部の解約があった日の属する月の翌月末日までに、その支払をする者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。	平成21年4月1日以後の上場公募株式投資信託に係る信託契約の終了又は一部の解約について適用する。
△	カバードワラント等に対する課税方式	措法41の14②二 平成21年改正法附則5②	① 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等及び当該カバードワラントに係る差金等決済（金融商品取引法2①十九）をした場合における雑所得等を加える。 ② 金融商品取引所又は店頭で取引されるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について、先物取引に関する支払調書制度等の対象とする（新所法224の5②三、同法225①十三）。	平成21年4月1日以後の上場公募株式投資信託に係る信託契約の終了又は一部の解約について適用する。
△	株式等の譲渡の対価の受領者等の告知	所法224の3④、同法225①十、同法228② 平成21年改正法附則5①、③～⑥	個人に対して支払う株式等証券投資信託等の償還・解約金等のうち収益の分配に係る収入金額とされる部分以外の部分の金額について、株式等の譲渡の対価の支払調書等の対象とすることとする。	平成21年4月1日以後に支払う公募株式等証券投資信託の償還・解約金及び平成22年1月1日以後に支払う私募株式等証券投資信託の償還・解約金について適用する。

V 住宅・土地税制（所得税・法人税項目含む）

1 改正のポイント

- 1 住宅ローン減税の適用期限を平成 25 年まで 5 年間延長するとともに、制度を大幅に拡充する。
- 2 長期優良住宅については最大控除可能額を過去最高水準を上回る 600 万円に引き上げる。
- 3 個人住民税についても、所得税の住宅ローン控除制度において所得税から控除し切れない額を税額控除する制度を創設する。
- 4 自己資金で長期優良住宅を新築等した場合に、1,000 万円を限度として「かかり増し費用」の 10%相当額をその年分の所得税額から控除する制度を創設する。
- 5 省エネ改修工事（同時に設置する太陽光発電装置の設置費用を含む）を行った場合に、200 万円を限度としてその標準的な工事費用と実際の工事費用の額とのいずれか少ない金額の 10%相当額をその年分の所得税額から控除する制度を創設する。
- 6 バリアフリー改修工事を行った場合に、200 万円を限度としてその標準的な工事費用と実際の工事費用の額とのいずれか少ない金額の 10%相当額をその年分の所得税額から控除する制度を創設する。
- 7 個人及び法人が、平成 21 年、22 年に取得する国内にある土地等を 5 年超所有して譲渡する際の譲渡益について、1,000 万円の特別控除制度を創設する。
- 8 事業者が、平成 21 年、22 年に土地等を取得した場合、その土地等を先取得資産としてその後 10 年間に売却した他の土地の譲渡益の 80%又は 60%相当額を限度として、圧縮記帳ができることとする制度を創設する。

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係																																					
◎	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	措法41、同法41の2、同法41の2の2	<p>① 一般の住宅の場合の住宅ローン減税</p> <p>住宅の取得等をして平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。</p> <p>図表 一般の住宅の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> <th>最大累積控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td rowspan="5">10年間</td> <td rowspan="5">5,000万円</td> <td rowspan="5">1.0%</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 長期優良住宅の場合の住宅ローン減税</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの（以下「認定長期優良住宅」という）の新築又は認定長期優良住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、同法の施行の日から平成25年までの間に居住の用に供した場合の特例を創設し、その控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。</p> <p>図表 長期優良住宅の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> <th>最大累積控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td rowspan="5">10年間</td> <td rowspan="5">5,000万円</td> <td rowspan="5">1.2%</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td rowspan="4">1.0%</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 転勤等後に再居住した場合</p> <p>住宅の取得等をして居住の用に供した居住者が、その居住の用に供した日以後その年（以下「当初居住年」という）の12月31日までの間に給与等の支払者から転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその住宅をその者の居住の用に供しなくなった後、当初居住年の翌年以後、再びその住宅を居住の用に供した場合には、当初居住年において居住の用に供していたことを証する書類等の提出がある場合に限り、その住宅の取得等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用年のうちその者が再び居住の用に供した日の属する年（以下「再居住年」という）以後の各適用年（その再居住年にその住宅を賃貸の用に供していた場合にはその再居</p>	居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大累積控除額	平成21年	10年間	5,000万円	1.0%	500万円	平成22年	400万円	平成23年	300万円	平成24年	200万円	平成25年	200万円	居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大累積控除額	平成21年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円	平成22年	1.0%	400万円	平成23年	300万円	平成24年	300万円	平成25年	300万円	<p>住宅ローン減税の適用期間を平成21年1月1日から平成26年12月31日まで5年間延長する。</p> <p>平成21年1月1日以後に自己の居住の用に供しなくなった場合について適用する。</p>
居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大累積控除額																																					
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%	500万円																																					
平成22年				400万円																																					
平成23年				300万円																																					
平成24年				200万円																																					
平成25年				200万円																																					
居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大累積控除額																																					
平成21年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円																																					
平成22年				1.0%	400万円																																				
平成23年					300万円																																				
平成24年					300万円																																				
平成25年					300万円																																				

		<p>住年の翌年以後の各適用年)について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができる。</p> <p>④ 居住の用に供する前に増改築等をした場合 居住者がその所有している家屋について、居住の用に供する前に増改築等をして、6ヶ月以内に居住の用に供した場合には、その増改築等について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができる。</p> <p>⑤ 二以上の居住年に係る住宅の取得等 二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置その他所要の措置を講ずる。</p> <p>⑥ 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の創設 平成21年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者(平成21年から平成25年までに入居した者に限る)のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、その残額に相当する額(その年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(最高97,500円)を限度とする)を減額する。また、給与所得の源泉徴収票の記載事項及び給与支払報告書等について必要な改正を行い、給与支払報告書等は市町村に対する申告は不要とする。</p>	<p>増改築等をした居住用家屋を平成21年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合について適用する。</p> <p>平成22年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。また、税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除についても、平成22年度分以降、左記と同様の仕組みのもとで申告を要しない制度とする。</p>
◎	認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設	<p>措法41の19の4①</p> <p>① 適用内容 居住者が、国内において、住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの(以下「認定長期優良住宅」という)の新築又は認定長期優良住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、同法の施行の日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合(その新築等の日から6ヶ月以内にその者の居住の用に供した場合に限る)には、</p>	<p>税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に、その控除を受ける金額に</p>

		<p>その者のその居住日の属する年分の所得税額から、その認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額（1,000万円を限度）の10%に相当する金額（以下「税額控除限度額」という）を控除することとする。</p> <p>措法41の19の4② ② 控除未済税額控除額の控除</p> <p>居住者がその年において、その年の前年（その前年分の所得税につき確定申告書を提出している場合に限る）における税額控除限度額のうち、上記①の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額を有する場合又はその年の前年分の所得税につき確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいずれにも該当しない場合には、その者のその年分の所得税の額から、その控除しきれない金額に相当する金額又はその年の前年における税額控除限度額（以下「控除未済税額控除額」という）を控除することとする。</p> <p>この場合において、その控除未済税額控除額が、その者のその年分の所得税の額を超えるは、その控除を受ける金額は、その所得税の額を限度とする。</p> <p>措法41の19の4③④ ③ 適用除外</p> <p>上記①及び②の規定は、居住者のその年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用しない。</p> <p>④ 重複適用の禁止</p> <p>(イ) 上記①の規定は、「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措法41,41の2・41の2の2)」及び「特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措法41の3の2)」の控除額に係る特例の適用を受ける場合には適用しない。</p> <p>(ロ) 上記①の規定は、居住者が、認定長期優良住宅をその居住日の属する年分の所得税について、「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の3)」若しくは「居住用財産の譲渡所得の特別控除(措法35)」の規定の適用を受ける場合又はその居住日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、適用しない。</p>	<p>ついてその控除に関する記載があり、かつ、その金額の計算に関する明細書、長期優良住宅建築等計画の認定書の写し及び登記事項証明書等の一定の書類の添付がある場合に適用する。</p>
◎	特定の増改築等に係る住宅借入金等を有	措法41の3の2 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。	平成25年12月31日まで5年延長す

	する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例		る。						
◎	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の創設	<p>措法41の19の3①</p> <p>① 特定居住者の場合 年齢が50歳以上である等一定の居住者（以下「特定居住者」という）が、その所有する居住用の家屋について図表(1)に掲げる住宅の改修工事をして、その居住用の家屋を平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合（その改修工事の日から6ヶ月以内にその者の居住の用に供した場合に限る）には、その特定居住者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、次の金額の合計額（その合計額が20万円を超える場合には20万円とし、特定設備の設置工事を行う場合にはその合計額が30万円を超えるときには30万円とする）を控除する。</p> <p>図表 特定の改修工事の区分と計算方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 高齢者等居住改修工事等</td> <td>高齢者等居住改修工事等に要した費用の額又はその高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額のいずれか少ない金額（その金額が200万円を超える場合には、200万円）の10%に相当する金額</td> </tr> <tr> <td>(2) 一般断熱改修工事等</td> <td>一般断熱改修工事等に要した費用の額又はその一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のいずれか少ない金額（その金額が200万円を超える場合には200万円とし、特定設備の設置工事を行う場合にはその金額が300万円を超えるときは300万円とする）の10%に相当する金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>措法41の19の3②</p> <p>② 特定居住者以外の場合 特定居住者以外の居住者が、その所有する居住用の家屋について図表の(2)に掲げる一般断熱改修工事等をして、その居住用の家屋を平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合（その一般断熱改修工事等の日から6ヶ月以内にその者の居住の用に供した場合に限る）には、その者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、図表の(2)に掲げる金額を控除する。</p> <p>措法41の19の3③</p> <p>③ 適用除外 上記①及び②の規定は、特定居住者又は特定居住者以外の居住者のその年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用しない。</p>	区 分	控 除 額	(1) 高齢者等居住改修工事等	高齢者等居住改修工事等に要した費用の額又はその高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額のいずれか少ない金額（その金額が200万円を超える場合には、200万円）の10%に相当する金額	(2) 一般断熱改修工事等	一般断熱改修工事等に要した費用の額又はその一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のいずれか少ない金額（その金額が200万円を超える場合には200万円とし、特定設備の設置工事を行う場合にはその金額が300万円を超えるときは300万円とする）の10%に相当する金額	<p>税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に、その控除を受ける金額についてその控除に関する記載があり、かつ、その金額の計算に関する明細書及び特定改修等証明書等の一定の書類の添付がある場合に適用する。</p>
区 分	控 除 額								
(1) 高齢者等居住改修工事等	高齢者等居住改修工事等に要した費用の額又はその高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額のいずれか少ない金額（その金額が200万円を超える場合には、200万円）の10%に相当する金額								
(2) 一般断熱改修工事等	一般断熱改修工事等に要した費用の額又はその一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のいずれか少ない金額（その金額が200万円を超える場合には200万円とし、特定設備の設置工事を行う場合にはその金額が300万円を超えるときは300万円とする）の10%に相当する金額								
◎	既存住宅の耐震改修をした場合の所得税	<p>措法41の19の2</p> <p>① 適用対象区域の拡大 地方公共団体が作成する耐震改修計画において、補助対象が耐震診断のみの場合も含めるほか、補助</p>	<p>平成25年12月31日まで5年延長す</p>						

	額の特別控除	<p>金額の下限要件を撤廃することにより、適用対象区域を拡大する。</p> <p>② 税額控除の対象金額 税額控除の対象となる金額について、住宅耐震改修に要した費用の額と当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額とのいずれか少ない金額とする。</p> <p>③ 住宅耐震改修工事の証明主体 住宅耐震改修工事の証明は、地方公共団体の長、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとする。</p> <p>④ 耐震工事の標準的な費用の額 上記②における「耐震工事の標準的な費用の額」とは、住宅耐震改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額にその住宅耐震改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいう。</p>	<p>る。</p> <p>平成21年1月1日以後に行う住宅耐震改修について適用する。</p>
◎	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除制度の創設	<p>措法35の2</p> <p>① 個人の場合 個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得（個人の配偶者その他のその個人と特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他一定のものを除く。以下同じ）をした国内にある土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下同じ）で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中に譲渡をした土地等に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円（その長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、その長期譲渡所得の金額）を控除することとする。</p> <p>措法65の5の2</p> <p>② 法人の場合 法人（清算中の法人を除く）が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をした国内にある土地等で、その取得をした日から引き続</p>	<p>確定申告書に、この規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、この規定に該当する旨を証する書類として一定で定めるものの添付がある場合に限り適用する（宥恕規定あり）。</p> <p>確定申告書等にこの規定により損金の額に算</p>

			<p>き所有し、かつ、その所有期間（その取得をした日の翌日からその土地等の譲渡をした日の属する年の1月1日までの所有していた期間をいう）が5年を超えるものの譲渡をした場合において、その法人がその土地等の譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額が、その譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と一定の譲渡経費との合計額を超える場合には、その超える部分の金額と1,000万円とのいずれか低い金額をその譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>図表 取得する土地の将来譲渡益に係る1,000万円特別控除</p>	<p>入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、一定の明細書の添付がある場合に限り適用する（宥恕規定あり）。</p>
<p>◎ 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設</p>	<p>措法37の9の5</p>	<p>① 個人の場合</p> <p>不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下同じ）の取得（個人の配偶者その他のその個人と特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他一定のものを除く。以下同じ）をし、その取得をした日の属する年の年3月15日までに、その取得をした土地等（以下「先行取得土地等」という）につきこの特例の適用に係るものである旨その他一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、その取得をした日の属する年の12月31日後10年以内に、その個人の所有する他の事業用土地等の譲渡をしたときは、その事業用土地等に係る利益金額からその利益金額の80%（対象先行取得土地等が平成22年1月1日から同年12月31日までの間に取得をされたもののみである場合には、60%）相当額を控除した金額に相当する金額をその事業用土地等のその譲渡による譲渡所得の金額とする。</p>	<p>確定申告書に、この規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、この規定に該当する事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額、その他一定の明細書の添付がある場合に限り適用する（宥恕規定あり）。</p>	
	<p>措法66の2</p>	<p>② 法人の場合</p> <p>法人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等の取得をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限</p>	<p>確定申告書等に、この規定により損金の額に</p>	

		<p>までに、先行取得土地等につきこの特例の適用を受ける旨その他一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その法人の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行取得土地等につき、その他の土地等に係る譲渡利益金額の80%（その譲渡の日を含む事業年度においてこの特例の適用を受ける先行取得土地等が平成22年1月1日から同年12月31日までの間に取得をされたもののみである場合には、60%）相当額の圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額（剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む）した場合には、その減額した金額に相当する金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>図表 保有する土地の将来譲渡益に係る圧縮記帳</p>	<p>算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、一定の明細書の添付がある場合に限り適用する（宥恕規定あり）。</p>						
◎	<p>特定の資産の買換えの場合等の課税の特例</p>	<p>措法37 ①十六、同法65の7 ①十七</p> <p>特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物及び機械装置等への買換えについて、3年延長する。</p> <p>図表 具体的な譲渡資産及び買換資産の範囲</p> <table border="1" data-bbox="403 1045 856 1141"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡資産の範囲</td> <td>国内にある土地等、建物又は構築物でその譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>買換資産の範囲</td> <td>国内にある土地等、建物、構築物又は機械装置</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	控 除 額	譲渡資産の範囲	国内にある土地等、建物又は構築物でその譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えるもの	買換資産の範囲	国内にある土地等、建物、構築物又は機械装置	<p>適用期限を平成23年12月31日まで3年延長する。</p>
区 分	控 除 額								
譲渡資産の範囲	国内にある土地等、建物又は構築物でその譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えるもの								
買換資産の範囲	国内にある土地等、建物、構築物又は機械装置								
○	<p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例</p>	<p>措法31の2</p> <p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡を適用対象から除外した上、その適用期限を延長する。</p>	<p>平成25年12月31日まで5年延長する。</p>						
○	<p>特定住宅地造成事業等のために土地等を</p>	<p>措法34の2、同法65の</p> <p>① 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を3年延長する。 ② 適用対象から、中小小売商業振興法の認定を受</p>	<p>平成23年12月31日まで3年延長す</p>						

譲渡した場合 の1,500万円 特別控除	4,平成 21年改 正措法 附則29, 同法43	けた高度化事業計画に基づく高度化事業の用に供 するために土地等を譲渡した場合を所要の経過措 置を講じた上除外する。 ③ 適用対象に、商店街の活性化に関する法律の認 定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事 業又は認定商店街活性化支援事業計画に基づく商 店街活性化支援事業の用に供するために土地等を 譲渡した場合を加える。	る。
----------------------------	--------------------------------------	---	----

Ⅵ 国際課税（法人税項目含む）

1 改正のポイント

- 1 外国税額控除制度について、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入する。
- 2 内国法人が上記1の規定を適用する場合には、その配当等の額の5%相当額を、その配当等の額から控除する。また、その配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、損金不算入にするとともに、外国税額控除の対象としないこととする。
- 3 投資事業有限責任組合契約投資事業有限責任組合又はこれに類する外国組合（L P S等）に出資を行う、特定の非居住者又は外国法人に対して課税の特例を講ずる。
- 4 国内に恒久的施設を有しない外国法人が受ける割引債の償還差益を、法人税の申告の対象から除外する。

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
◎	外国子会社配当益金不算入制度の創設	法法69,平成21年改正法附則12 法法23の2① 法法23の2①	(3)改正の内容 ① 間接外国税額控除制度 間接外国税額控除制度は、所要の経過措置を講じた上、廃止する。 ② 外国子会社配当益金不算入制度 (イ)適用内容 内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額からその剰余金の配当等の額に係る費用に相当する金額を控除した金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。 (ロ)対象となる外国子会社 上記(イ)における「外国子会社」とは、内国法人が保有しているその株式又は出資の数又は金額がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く）の総額又は総数の25%以上に相当する数又は金額となっていること又はその株式等を配当等の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き直接に有していること等一定の要件を備えている外国法人をいう。 なお、外国法人の所得に課された外国法人税を内国法人の納付する法人税から控除する旨を定め	内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの剰余金の配当等の額について適用する。

	<p>税法23 の2② ③</p> <p>税法39 の2</p>	<p>る租税条約の規定により内国法人の外国法人に対する持株割合について異なる割合が定められている場合には、本制度の対象となる外国子会社の判定は、その割合により行うこととする。</p> <p>(ハ) 手続規定</p> <p>上記(イ)の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、一定の書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、上記(イ)の規定により益金の額に算入されない金額は、その金額として記載された金額を限度とする。</p> <p>③ 外国源泉税等の額の損金不算入</p> <p>内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額につき益金不算入とする場合等において、その剰余金の配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない</p> <p>また、その配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、外国税額控除の対象としないこととする。</p> <p>図表 外国子会社配当益金不算入</p> <p>【注】日本よりも低税率の国から配当を戻す場合は、10%分の追加的課税分が発生することとなる。</p>	<p>内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額について適用する。</p>
<p>◎ 減額された外国法人税の額を控除する場合</p>	<p>所法95、 法69</p>	<p>外国税額控除の適用を受けた外国法人税の額が後に減額された場合において、その減額に係る事業年度の控除対象外国法人税額からその減額された外国法人税の額を控除する等の措置の適用については、外国税額控除の適用を受けた事業年度開始の日後7年以内に開始する各事業年度において減額された場合に限る。</p>	<p>内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において減額される外国法人税の額について適用する。</p>

<p>◎ 内国法人等の 特定外国子会 社等に係る所 得の課税の特 例</p>	<p>措法40 の4,同 法66の 6</p> <p>措法40 の5①, 同法66 の8①</p> <p>措法66 の8②</p> <p>法法39 の2</p> <p>措法68 の8③</p> <p>措法40 の7,同 法40の 8,同法 66の9 の2,同</p>	<p>外国子会社合算税制について、次の措置を講ずることとする。</p> <p>① 原則 特定外国子会社等が支払う剰余金の配当等の額は、その特定外国子会社等の適用対象金額（いわゆる合算対象とされる金額）の計算上控除しない。</p> <p>② 益金不算入 内国法人等が特定外国子会社等（外国子会社配当益金不算入制度（法法23の2①）における外国子会社に該当するものを除く）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額のうちその特定外国子会社等に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。</p> <p>③ 剰余金の配当等に係る費用の額 内国法人が特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額のうちその特定外国子会社等に係る特定課税対象金額に達するまでの金額についての上記②の規定の適用については、その剰余金の配当等の額からその剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして一定で定める金額を控除した金額とする。</p> <p>この場合において、その剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額については、この規定は適用しない。</p> <p>④ 特定課税対象金額 特定課税対象金額とは、内国法人の剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度及びその事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において益金の額に算入された課税対象金額（内国法人の有する直接保有の株式等に対応する部分の金額に限る）の合計額をいう。</p> <p>⑤ 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例における適用対象金額の計算等について、所要の改正を行う。</p>	<p>特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度の適用対象金額について適用する。</p> <p>内国法人等が特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等（特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係るものに限る）がある場合について適用する。</p>
--	---	--	---

		法66の 9の4	
--	--	-------------	--

